

平成 22 年度第 2 回税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 6 月 22 日（火） 午前 8 時 30 分～

場 所：合同庁舎 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、お待たせいたしました。ただいまから「税制調査会」を開催したいと思います。

本日は、専門家委員会の神野委員長から議論の中間的な整理について御報告をいただき、その後、各委員に御議論をいただきたいと思います。

また、本日は 9 時 30 分までということで御案内しておりましたが、この後に財政運営戦略の閣議決定などを控えている関係で、9 時 10 分ごろに終了させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、菅内閣の発足に伴い、野田財務大臣が新たに税制調査会の会長に、荒井国家戦略担当大臣が新たに税制調査会の会長代行にそれぞれ就任されました。更に、新たに池田財務副大臣、平岡内閣府副大臣、篠原農林水産副大臣が委員となりましたので、ここに御紹介させていただきたいと思います。

また、同じく市民公益税制 P T 及び控除廃止の影響に係る P T につきましてもメンバーの変更があり得る旨、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、本日の議題に入ります前に、まず野田会長、原口会長代行、荒井会長代行よりごあいさつをいただきたいと思います。

野田会長、よろしくお願いいたします。

○野田財務大臣

皆さん、おはようございます。財務大臣に就任をすることに伴いまして、菅前税調会長の後を引き継いで政府税制調査会の会長を務めることになりました、野田佳彦でございます。会長代行を務めていただく原口大臣、そして荒井大臣とともにしっかりと連携しながら頑張っていきたいと思っておりますので、税調委員の皆様方の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

菅大臣の所信表明演説にもございましたとおり、菅政権というのは力強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に実現していくということでございます。その中で、財政においては抜本的な税制改革を欠かすことはできません。資産課税、消費課税、所得課税等々、幅広く検討していきたいと思っております。

今日は神野先生からこれまで専門家委員会の御議論の中間的な整理について御報告をいただきます。こういう議論も踏まえながら、参議院選挙後、大いに皆さんと議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

次に原口会長代行、お願いいたします。

○原口総務大臣

おはようございます。引き続き会長代行を務めさせていただきます、総務大臣の原口でございます。

神野先生にはこの間活発な専門家委員会の御議論を踏まえて、大変すばらしいまとめをいただきましたことをこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

昨年の税制改正大綱の中に盛り込ませていただきました、歳入・歳出の構造の一体改革ということを私たちは強力に進めてまいりたいと思います。無駄を2減らさなければ1の増税はない。こういう厳しい姿勢で、私たちはしっかりと事業仕分けや行政刷新と並行しながら、強い財政を目指してまいりたいと思います。その中で、次の3点を申し上げたいと思います。

1つは、公平、公正な税制のための国民ID。これは菅総理が会長のおきに入れさせていただいて、原口5原則というものを下させていただきました。まさに自らの情報をコントロールするための管理のための情報ではなくて、自らの権利のためのIDということで、早急に導入をさせていただきたい。

2番目は、「新しい公共」。公を支えるのは何も官だけではありません。市民公益と云った部分を大きく広げていく。

3番目は、地域主権改革。これも神野先生、大変大きなお力添えをいただきまして、今日、閣議決定をいたします。明治以来の中央集権システムをしっかりと変えて、国家は国家の意思とプレゼンスをしっかりと世界に対して発信していく。地域は地域にある資源を更に引き出していく。このような改革がこの税制改正とともにパラレルに動いております。

もうじき、中期財政フレームについても閣議決定をすることになっています。私たちは、税は積み上げた議論が一番大事だと思っています。この税調の中でもう何百時間と積み上げてきた成果を国民に届けるべく、会長代行として会長を支えながら頑張ったいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、荒井会長代行、お願いいたします。

○荒井国家戦略担当大臣

皆さん、おはようございます。新たに国家戦略担当大臣に就任をいたしました荒井聰でございます。就任に伴いまして、税制調査会の会長代行に就任することになりました。

これまでの政治主導の税制改正プロセス、新しい手法でございます。それに組んでこられた皆様方に大変敬意を表したいと思います。

私は1996年、古いこととなりますけれども、当時、自社さきがけ政権の中で、菅さ

んがさきがけの政調会長、私が副会長のときに、税制改正大綱の1文を書かせていただきました。

それには、あるイギリスの貴族が亡くなるときに、こう言い残して亡くなったという逸話を書かせていただきました。「私は国を愛した。私は妻を愛した。そして税を納めた。」という言葉でございます。税は国家の基本であります。それをしっかり議論していくことこそ政治の根幹であろうと思っております。

先週の金曜日、新成長戦略を発表させていただきました。約20年間にわたる日本の経済の停滞をどのように脱却するのか。デフレからどう脱却して、新しい成長路線に乗せるようにするための努力は何なのかということを書かせていただいたつもりでございます。それを支えていくのは税であります。それを支えていくのは社会保障であろうと考えてございます。

是非皆様の御協力を得ながら、私も精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、議題に入りたいと思っておりますので、カメラさんは退場お願いいただければと思います。

(報道関係者退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、次に移りたいと思っておりますが、今日の本題でございます。専門家委員会におかれましてはこれまで80年代以降の内外の税制改革の総括というテーマで、これまでの税制改正に対する評価や、そこから今後の我が国の税制改革に向けて、どのような示唆が得られるのかといった点を含めて、精力的に御議論をいただきました。

専門家委員会には、今後も税制抜本改革の実現に向けての具体的ビジョンの全体像を当調査会がとりまとめていく上で、さまざまな助言をお願いすることになると考えておりますが、まずはこれまでの議論の中間的な整理という形で、専門家委員会の神野委員長に御報告をいただきたいと考えております。それでは、神野委員長、お願いいたします。

○神野専門家委員会委員長

神野でございます。よろしくお願いいたします。

前回、私個人としてこの税制調査会のお招きいただいたときにもお断り申し上げたんですが、私は網膜が剥離しております、皆さんのお手元とは違った特殊な大きな資料をいただいているのですけれども、そのために御迷惑をおかけするかもしれません。それはお許しいただければと存じます。

私の網膜剥離は近眼が止まらずに結局失明してしまうわけですが、そこから得られる教訓は近視眼的な物事の見方をしていると、待っているのは暗黒だけだということ、その予兆はごくわずかなものです。時代の大変化を示す予兆というのはごくわず

かなもので、それを見落としてはならないという2つの教訓を身をもって体験いたしております。

そこで峰崎副大臣からは、繰り返し専門家委員会の方ではビジョンを描けと言われていたところがございますけれども、2月24日に第1回目の会合を開いて以来、菅前会長から80年代以降の内外の税制改革を総括して、そこから抜本的税制改革へ向けてのアジェンダを整理するようにと言われております。3月、4月にかけて4回会合を開きまして、内外の税制改革の全体像、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、環境課税と、ざっと個別税目にわたっても議論をしてまいりました。その後、菅前会長、原口会長代行、仙谷前会長代行の御要請を受けまして、専門家委員会の議論の概略について中間的な報告をさせていただきました。

その際、中間的な形でも構わないので報告としてまとめ、税制調査会に報告をしてほしいというお話をちょうだいいたしましたので、委員長の責任で議論の中間的な整理をまとめさせていただきました。昨日、専門家委員会からもその旨を御了承いただいて、今日御報告をさせていただきますが、ざっと概括的に議論を一巡させたという段階でございますので、各論点について議論を尽くしているというわけではないということに、御注意いただければと存じます。

お手元に資料が行っているかと存じますけれども、まず2部構成になっておりまして、80年代以降の内外の主な税制改革とその評価というのが1. で示しているところがございます。そこで正しい問題の整理をすれば、そこには答えの半分は含まれているとよく言われますので、そこからアジェンダを引き出して、税制抜本改革を進める上での課題と考え方というのを2. と書いてあるところがございますが、2部構成としております。

個別税目については議論をざっとしただけでございますので、各個別税目の各論的なところまで立ち入って議論しているわけではございません。そこで個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見ということで、各委員から出されました意見のうち主なものをピックアップして、別添としてお付けしているところにとどまっております。これもお許しいただければと思います。

各項目ごとに、各委員の意見のうち主なものを○で書いてございまして、おわかりにくいかと思っておりますので、そこで私がそれをまとめさせていただいて、ほぼこんなことが大きな流れの内容ではないかということ、昨年閣議決定をしております税制改正の大綱を価値基準にしながらまとめさせていただいたのが、各項目ごとに四角で囲んである部分でございます。この四角に囲んである部分だけを取り出したものが、ゴシック体としてまとめております議論の中間的な整理の要約として、別のペーパーで御準備しているところがございます。

それでは、時間の制約もございますので、この要約については事務方から読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(「議論の中間的な整理の要約」読み上げ)

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。神野委員長を始め、専門家委員会の委員の方々には、本当にお忙しい中で、今後の我が国の税制を考えていく上で参考となる議論をしていただき、この場を借りて、感謝を申し上げたいと思います。

また、新内閣の発足などによりまして、御報告いただく時期が遅れてしまったことを深くお詫び申し上げます。

また、これまで開催された専門家委員会の資料につきましては、委員の皆さんのお手元に卓上配付しておりますので、後ほどごらんいただければと考えております。

神野委員長から補足があるそうでございますので、神野委員長、よろしく申し上げます。

○神野専門家委員会委員長

申し訳ありません。読み上げていただいたとおりでございますけれども、私の方から、少し要点を補足させていただければと思っております。

もう一度要約を見ていただきまして、要約の1.のところからです。

「1. 80年代以降の内外の主な税制改革とその評価」のところでは、簡単に言ってしまえば、現政権は極めて深刻な、危機的な財政状況を引き継いだということです。そのことは、度重なる減税と景気の後退によって、税収調達能力が非常に落ち込んで、しかも再分配機能が悪化しているということを指摘した上で、そこから引き出される税制改革のアジェンダ、それからもう一つ、私どもとしては、内閣が決定いたしました税制改正大綱を参考にしながら、2ページの2. から7つのアジェンダにしております。

税収力の回復。

再分配機能の回復。

将来の人口構造と社会保障制度の安定的財源の確保。

経済成長と税制。

地域主権を確立するための税制。

納税者の納得と理解

7番目の全体として整合性のある税制の抜本改革。

この7つのアジェンダにしております。

財政学の方では、租税原則というものがございます。ワーグナーとかノイマルクという学者によって築き上げられた租税原則から言うと、それぞれいろいろありますが、大体4つの大原則と言われております。

1つ目は、財政政策上の原則。必要な税収を確実に確保すること。いざ必要になったときに、きちんと可動性、伸びていくという2つの原則がそこに含まれ、かつ経済政策上の原則が2番目。財政政策上の原則、経済政策上の原則、公正の原則、税務行

政上の原則の4つございます。更に抜本的な税制改革では、国と地方の税源配分の問題がございます。それから、全体像をまとめる。この7つでございます。

財政政策上の原則に基づくものが2つ、経済政策、公正、税務行政、国と地方の税源配分、更に全体像、この7つにしております。

まず、最初の税収力の回復は、充分性の原則に基づいてつくっているところがございますけれども、お手元の2ページ目の(1)の最後の○を少しお目通しいただければと思います。

相当程度の増収に結びつくよう、抜本的な税制改革を行って「支え合う社会」の実現の費用を分かち合う必要があるということをお記しております。

それから、公正の原則から出てまいります再分配機能の回復というところを見ていただきますと、所得課税、資産課税も含めておりますけれども、累進構造の(2)の2つ目の○ですね。累進構造を回復させる改革を行って、税制の再分配機能を取り戻す必要がある。

(3)でございますが、これも財政政策上の原則の可動性の原則に当たりますけれども、国民の安心を支える社会保障制度の安定的な税源確保、財源確保というところを見ていただきますと、ここでは社会保障の安定財源として、(3)の2つ目になりますが、社会で広く分かち合う消費税は、重要な税目であると考えられると明記いたしました。

それから、経済成長と税制の関係であれば、これは2番目の○を見ていただきますと、セーフティネット、つまり国民の生活を安心させるようなネットを張ると、人々は新しい仕事づくりや、新しい産業づくりに挑戦して、今、産業構造を変えていく重要な時期ですので、このことによって経済は活性化していく。つまり、セーフティネットの確立と経済の活性化と財政の健全化は一体的な関係にあって、2番目の○でございますが、抜本的な税制改革の実施によって「強い社会保障」を「強い財政」で支え「強い経済」を目指すという好循環をつくり出していく必要があると明記いたしております。

3番目の○では、企業の税制、国際競争力の関係でございますけれども、これについては、税制を国際競争力の観点から議論すべきだという意見と、税負担と国際競争力を安易に結び付けて議論すべきではないという両論がございましたので、法人税率を引き下げの場合には、課税ベースの拡大と併せて実施すべきであるというふうに記述してございます。

5番目では、国と地方の税源配分については、国と地方との役割分担を見直して、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直すということと、社会保障など、特にサービス給付は地方財政しか提供できませんので、地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、偏在性が少なく、安定的な地方税体系を構築する必要があると述べております。

6番目は、税務行政上の原則で、納税者の納得と理解を深めるような制度にしていかなければならないということを述べ、そして、7番目は、こうした個々の課題を全体としてまとめ上げる、ホーリーというのは、聖なることを意味するホーリーと、発音も語源も全部同じですので、部分ではなく、全体を体系づけるという重要性を強調した上で、○の2番目ですが、個人所得課税、法人所得課税、消費課税、資産課税など、税制全般を見直すとともに、次の3番目の○ですけれども、特に消費税と所得税は税体系上、基幹税、キータックスとありますが、車の両輪として役割を担うべきだというふうに明記しているというのが、主な内容でございます。

私ども専門家委員会が、これまで議論した段階で中間的に税制調査会の皆様方に御報告をするとすれば、こういう内容でございますので、税制調査会におかれましては、スタッフとして、私ども機能いたしますので、今後とも野田会長、それから原口会長代行、荒井会長代行の御指導を仰ぎながら、スタッフとして十分機能すべき努力をしてまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんから御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。

では、武正外務副大臣、どうぞ。

○武正外務副大臣

外務副大臣の武正でございます。神野先生、ありがとうございます。非常にわかりやすくこの中間的な整理を専門家委員の皆様におまとめいただきまして、感謝申し上げます。

事前に資料をいただいていたので、全体版もちょっと目を通させていただいたんですが、6ページに、これはよく政府も使う表現だと思うのですが、「財政赤字は将来世代への負担先送り」とあります。これは至極もったいなことだと思うのですが、私は、やはり国債などは、10年ものが3回くらい借り換えられて、大体30年、40年で償還をしていくというようなことを聞いておりますので、場合によっては、次世代の税金を先に使ってしまうというような、先食いのような感じを、やはり危機感を込めて考えております。何となく負担先送りというと、そういう表現も確かなのですけれども、先食いというくらい危機感を持って、このことをとらえていくべきではないのかなと思っております。これは、私の感想です。

併せて、消費税について、今回、基幹税目であるということの位置づけですけれども、去年の税制改正大綱の中で、「逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」という表現になっております。何度となくこの場で申し上げましたが、私はやはり消費税率には、でこぼこがあ

ってよいという考えでございますので、こういった視点というものもやはり必要なのかなと思っております。

また、併せて、相続税のところも拝見をいたしました。事業承継という観点から相続税についても幅広く考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。では、中川文科副大臣。

○中川文部科学副大臣

従来からの論点を本当にうまく整理をしていただきまして、私からも感謝を申し上げたいと思います。

その上で、これからの議論の体系を確認させていただきたいと思うんですが、今、新聞にも消費税の話題というのが、いろんな誤解もあって取り上げられているわけですが、それだけに一つひとつの課題を、いつの時点で結論を出していくのかという議論の工程表というのをひとつはっきりさせて、国民に対しても説明をしていく必要があるのかなということが一つ。

もう一つは、これは税制調査会ですけれども、この中にも、今日の中間的な整理の中にも指摘があるように、社会保障は年金と医療の改革、恐らく生活保護も含めたものになっていくのかもしれませんが、そういう社会保障改革の議論と、もう一つは地方分権があると思うんですが、地方分権の中で、特に一括交付金だけではなくて、地方に税源を移譲していくという議論がもう一方であるわけです。

そういうものを、私は税とセットで体系化しないと、なかなか国民にとっても部分的にそれぞれが議論して、その時点、その時点でばらばらに発表しているだけでは、いわゆる我々が求めていく社会構造というか、国の形というか、そういうものが見えてこないんだろうと思うんです。是非、ここだけで議論するテーブルをつくるのではなくて、その辺を組み合わせ、その議論の場というのをつくって、やはりその議論の中身というのを、国民に見ていただいた上で、理解を深めていくという、そういうプロセスを是非取っていただきたいと思うんです。その2点を、恐らく考えていただいているだろうと思いますが、できるだけ早い時点で、この税制調査会がスタートする時点で、整理をした上でこんな形でやっていきますということで発表していただければありがたいなと思います。

○峰崎財務副大臣

そのほか、御意見、ございますでしょうか。

神野先生、何か補強することはございますか。

○神野専門家委員会委員長

いや、特にございません。委員の皆様方の御意見、今、お二人からちょうだいいたしました。野田会長と御相談しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

先ほどの武正副大臣の発言と、今の中川副大臣の御発言を受けて、新しい野田会長や会長代行の2人に相談しながら、企画委員会等がございますので、次回に提案するときには、先ほどの工程表的なもの、前にも金融担当の大塚副大臣の方からも今後の日程感覚なり、今後のアジェンダをどんな形で展開するのかということを示してもらいたいということがあったんですが、やや体制が変わりまして、新しい会長及び会長代行、更には今後の課題になりますが、党側にも税に関するプロジェクトチームが発足するというので、そういうことも含めて、かなり我々なりのやり方も含めて、今の提起も含めて、きちんと対応していきたいと思っておりますので、今日のところは、こんなところでよろしゅうございますでしょうか。お約束の大体10分ということで、以上で終わらせていただきたいと思います。

どうも本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。